

# 福岡県公報

令和4年2月15日  
第274号

## 目次

### 告示 (第114号 - 第128号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5

## 公 告

○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	7
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	7
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11

## 公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活保安課)	11
--------------------	-------------	----

## 内水面漁場管理委員会

○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	11
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	12
○ブルーギルの駆除推進水域の指定	(漁業管理課)	12

## 雑 報

○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基づき  
 づく答申書の写しの公示について (行政経営企画課) ……………12

**告 示**

**福岡県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		甘 木 井 線	前	朝倉市杷木志波3874番4先から 朝倉市杷木志波2071番3先まで	8.4 ～ 53.0	372.0
			後	朝倉市杷木志波3874番4先から 朝倉市杷木志波2071番3先まで	7.9 ～ 53.0	380.0

**福岡県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年2月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

朝 倉	甘 木 井 線	朝倉市杷木志波3874番4先から 朝倉市杷木志波2071番3先まで
-----	---------	--------------------------------------

**福岡県告示第116号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富 久 瀬 高 線	みやま市瀬高町本郷2283番1先から みやま市瀬高町本郷2244番1先まで

**福岡県告示第117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町北関703番先から みやま市山川町北関727番1先まで	9.5 ～ 15.3	40.0
			後	みやま市山川町北関703番先から みやま市山川町北関727番1先まで	9.5 ～ 15.3	40.0

**福岡県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町北関703番先から みやま市山川町北関727番1先まで

**福岡県告示第119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町北関364番2先から みやま市山川町北関637番1先まで

**福岡県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木朝倉田主丸線	前	久留米市田主丸町長栖774番1先から うきは市吉井町鷹取96番3先まで	11.4 ～ 35.2	740.0
			後	久留米市田主丸町長栖774番1先から うきは市吉井町鷹取96番3先まで	11.4 ～ 35.2	740.0

**福岡県告示第121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年2月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木朝倉田主丸線	うきは市吉井町鷹取217番1先から うきは市吉井町鷹取101番2先まで

**福岡県告示第122号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
田川郡大任町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大任町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第123号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
平成11年10月27日農林水産省告示第1370号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第124号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和47年8月18日農林省告示第1469号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第125号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
八女市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第126号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

飯塚市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第127号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年9月22日農林省告示第856号（2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第128号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 12 年 9 月 11 日農林水産省告示第 1202 号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 2 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 1 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額（1 枚（カウント）当たりの単価、税抜き）

本庁・モノクロ	A C	コニカミノルタ ジャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東 比恵一丁目 2 番 12 号	0.89 円	0.89 円
福岡地区・モノ クロ	B			0.89 円	0.89 円
	C			0.89 円	0.89 円
	D			0.89 円	0.89 円
	E			0.89 円	0.89 円
北九州地区・モ ノクロ	A			0.89 円	0.89 円
	B			0.89 円	0.89 円
	E			0.89 円	0.89 円
筑豊地区・モノ クロ	A			0.89 円	0.89 円
筑後地区・モノ クロ	A			0.89 円	0.89 円
	B			0.89 円	0.89 円
	C			0.89 円	0.89 円
福岡地区・カラ ー 1	F（モノクロ）			0.89 円	0.89 円
	F（カラー）			3.23 円	3.23 円
福岡地区・カラ ー 2	G（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	G（カラー）	3.23 円	3.23 円		
福岡地区・カラ ー 3	H（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	H（カラー）	3.23 円	3.23 円		
北九州地区・カ ラー 1	F（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	F（カラー）	3.23 円	3.23 円		
筑後地区・カラ ー 1	F（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	F（カラー）	3.23 円	3.23 円		
筑後地区・カラ ー 2	G（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	G（カラー）	3.23 円	3.23 円		
筑後地区・カラ ー 3	H（モノクロ）	0.89 円	0.89 円		
	H（カラー）	3.23 円	3.23 円		

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和 3 年 11 月 26 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

(2工区) 福津市東福間八丁目 3 番23から 3 番36まで並びに手光字峠28番25から28番32まで並びに字冠89番 4 から89番20まで、90番 1、90番 3、90番 7 から90番13まで、143番 4、143番 6 及び144番 3 から144番 8 まで並びにこれらの区域内の道である市有地の全部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市泉ヶ丘二丁目344番66  
有限会社ウッドヒル  
取締役 赤星 登志子

## 公告

川崎町木城土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 2 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
久富 芳太	田川郡川崎町大字安真木6893番地

## 2 就任理事

氏 名	住 所
久富 田鶴子	田川郡川崎町大字安真木6893番地

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 処分をした年月日

令和 4 年 1 月 31 日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
村越工業（株）	築上郡築上町大字越路555	村越 正明	令和 3 年 7 月 9 日 福岡県知事許可（般 - 3） 第33176号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

## (2) 停止期間

令和 4 年 2 月 14 日から令和 4 年 3 月 7 日までの22日間

## 4 処分の原因となった事実

村越工業株式会社は、築上町発注の 3 件の公共工事において、他社の在籍出向者を主任技術者として配置していた。

このことは、建設業法第26条第 1 項に違反する。

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

上毛町	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	大字中村・吉岡・大ノ瀬・ハツ並・垂水の各一部	令和4年1月28日
-----	------------------	----------	------------------------	-----------

### 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字位登の一部	令和4年1月28日
田川市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊田の一部	令和4年1月28日
田川市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字夏吉の一部	令和4年1月28日
田川市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字川宮の一部	令和4年1月28日
大川市	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	向島・小保の一部	令和4年1月28日
古賀市	平成29年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	谷山の一部	令和4年1月28日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地

- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地

- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地5外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 コスタ行橋

- (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3外



- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 JR久留米駅前第二街区第一種市街地再開発事業計画  
(2) 所在地 久留米市城南町36番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和4年1月26日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス田川楠店  
(2) 所在地 田川市大字楠21番1、21番5、21番6、23番1、25番1、25番3、26番

- 1、26番3、26番4、26番5、29番7

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年9月27日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,548.66平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物東側	60
合計	60

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物東側	9
合計	9

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
-----------	------------

建物南東側	27.0
合計	27.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南東側	4.84
合計	4.84

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物北側、建物北東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊田1852番1、1852番2、1852番6から1852番35まで、1882番2、1882

番7から1882番31まで及び1885番5から1885番10まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市魚町8番27号

ティーワイ・エステート株式会社

代表取締役 原口 太一

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区地内	令和3年10月13日から 令和4年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域

北九州市門司区地内

実施期間

令和3年10月29日から  
令和4年3月18日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域

宗像市東郷地区

実施期間

令和4年2月1日から  
令和4年3月25日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年2月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域

北九州市戸畑区椎ノ木町地内

終了年月日

令和3年12月27日

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第31号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に基づくクロスボウ射撃指導員の認定等に係る審査基準（案）等及び銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項に基づくクロスボウ射撃指導員の認定の取消しに係る処分基準（案）等について、次のとおり意見を募集する。

令和4年2月15日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間  
令和4年2月3日から同年3月4日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 内水面漁場管理委員会

## 福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園 正彦

- 1 禁止区域  
室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線  
口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和4年3月1日から令和4年5月31日まで

**福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

3月1日から5月19日まで

3 指示の有効期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

**福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号**

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**雑 報**

**公告**

福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和4年2月15日

福岡県行政不服審査会会長 岡本博志

1 公示事項

福岡県知事から令和3年11月11日に諮問のあった、審査請求人が平成30年12月10日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第9項の規定により準用する同条第3項の規定に基づく住宅一時扶助申請却下処分に対する審査請求事件について、当審査会は令和4年1月18日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会（事務担当課：福岡県総務部行政経営企画課）において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、令和4年3月1日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp